

令和7年 年末の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

令和7年12月8日(月)～12月17日(水)

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目的

この時期は、一年を通じて最も日没が早いことに加え、飲酒機会の増加、積雪や凍結などによる路面状況の悪化等様々な要因から、交通事故の発生が懸念される。広く市民に交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかけ、市民ひとりひとりが積極的な交通安全活動の取組を推進することにより、交通事故防止を図る。

重点項目

- 1 歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

交通安全日

12月15日(月)は
「交通安全にみんなで参加する日」及び
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点項目 1

歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止

運転者は

- 横断歩道の手前では、歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、必ず一時停止して歩行者の横断を優先させましょう。
- 運転者は夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の適切なハイビームの使用により、歩行者や自転車等の早期発見に努めましょう。
- 積雪や道路凍結、視界不良時は慎重に安全確認を行い、安全な速度と十分な車間距離を保ち、早めの出発など余裕を持った運転を心がけましょう。

歩行者は

- 夕暮れ時から夜間は「他者から見えにくい」ことを認識し、外出時は反射材用品の活用や明るい色の服装を心がけるなどして、周囲に自己の存在をアピールしましょう。
- 道路を横断しようとするときは、横断歩道を利用し、止まって、見て、手を上げるなど横断する意思表示をして、車が確実に停止するのを確認してから渡り始めましょう。青信号でも、左右の安全を確認しながら横断しましょう。



家庭・地域・学校では

- 地域の交通安全ボランティアや学校関係者等と連携し、児童・生徒に対し、横断歩道の渡り方、信号を守る等の基本的な交通ルールの遵守を指導するとともに、通学路や街頭において見守り・保護・誘導活動を推進しましょう。

職場では

- 横断歩道は歩行者優先であり減速義務や停止義務があること、夕暮れ時の前照灯早期点灯とハイビームの適切な使用について周知徹底するとともに、歩行者の近くを走行するときは、スピードを落とす、十分な間隔をとるなど、安全運転のための指導・教育を推進しましょう。



鳥取県の統計から見る 人対車両事故の事故類型別発生件数の推移(H27～R6)鳥取県警HPより引用

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合 計
対面・背面	19	22	11	23	6	19	18	10	11	10	149
横断歩道横断中	39	41	34	43	34	34	41	32	28	31	357
横断歩道以外横断中	38	32	45	19	25	14	28	13	17	16	247
人対車両その他	23	34	37	32	30	18	23	23	27	16	263
合 計	119	129	127	117	95	85	110	78	83	73	1,016

○ 過去10年間に発生した人対車両事故1,016件中、横断歩道横断中が357件(35.1%)と最も多い。

○ 横断中で見ると、604件と人対車両事故の59.4%を占めている。

重点項目 2

飲酒運転の根絶

運転者（自転車利用者を含む）その周りの人は

- ・飲酒運転は、重大事故に繋がる非常に危険で悪質な行為です。飲酒運転をしない・させない・許さないを徹底しましょう。
- ・運転する人に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗すること、飲酒した人に車を貸すことも飲酒運転と同様にすべて犯罪です。絶対にやめましょう。

地域・職域・家庭では

- ・町内会・地域の行事や各種広報媒体（掲示板や回覧板、有線放送等）を活用し、飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性等について積極的な広報啓発に努めましょう。
- ・飲み会などの場では、事前に参加者同士で交通手段を確認しハンドルキーパーを決めるなど、飲酒運転をさせないための適切な対策をとりましょう。
- ・身近な人が飲酒運転による交通事故の当事者や被害者とならないように、飲酒運転の危険性、責任の重大性について、地域や家庭で話し合いましょう。



飲食店等では

- ・店内に飲酒運転根絶を訴えるチラシやポスター等を掲出し、利用者に対する注意喚起に努め、『ハンドルキーパー運動』を推進しましょう。
- ・タクシーや運転代行等の利用を働きかけ、飲酒した人に車両を運転させないよう徹底しましょう。

ハンドルキーパー運動とは

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。



重点項目 3

自転車等利用時のヘルメットの着用と交通ルールの遵守

家庭・地域・職場では

- ・児童・生徒に対し、交通ルールを周知させるとともに、ヘルメット着用による被害軽減効果について理解させヘルメット着用を推進するほか、交通事故時の加害者責任の重さ等について交通安全教育を実施しましょう。
- ・すべての自転車利用者等にヘルメット着用が定着するよう、関係機関・学校・警察等が連携して、さらなる広報啓発に努めましょう。



自転車等利用者は

- ・自転車安全利用五則(※)や交通ルールを守りましょう。
- ・交通事故による頭部への被害を軽減するため、ヘルメットは正しく着用しましょう。
- ・ながらスマホ(通話や注視)、傘差し運転、周囲の音が聞こえない状態でのイヤホン使用の危険性・迷惑性について理解し、自転車等を安全に利用しましょう。
- ・降雪時や道路凍結時は、転倒や交通事故の危険性が高まるため、状況に応じて徒步や公共交通機関を利用しましょう。
- ・歩道を通行する際は歩行者優先です。安全運転に努めましょう。

(※)自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

令和8年4月1日
道路交通法一部改正



自転車をはじめとする 軽車両に青切符導入

自転車等に対する交通反則通告制度

- ・青切符による取り締まりを行う反則金制度が適用になります。
- ・16歳以上の者が取り締まりの対象となります。
- ・違反行為のうち信号無視や一時不停止など比較的軽いものを「反則行為」といい、それら反則行為をした場合、一定期間内に「反則金(罰金ではない)」を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を経ずに事件が処理されます。
- ・飲酒運転など悪質・危険性の高い違反行為は「反則行為」にはあたらず、この制度は適用されません。したがって刑事裁判等の対象になります。
- ・一定の危険な行為「自転車危険行為」を過去3年内に2回以上繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が命じられます。



※自転車をはじめとする軽車両にも、自動車等と同様に「交通反則通告制度が導入されます。

車両の運転者として自覚と責任を持ち、今まで以上に、ルールをしっかりと守りましょう。